

長寿医療制度(後期高齢者医療制度) 保険料賦課額通知書の送付について

住民課 内線325～327

保険料の納付方法は、年金からの天引き（特別徴収）が原則ですが、年金の状況や保険料の額によって、納付書でのお支払い（普通徴収）となる場合があります。それぞれの場合の通知内容は次のとおりです。

【保険料が天引きされる方】

保険料がすでに年金から天引きされている方には、4月に保険料の仮算定額をおしらせしましたが、平成19年中の所得に基づく本算定額が決定しましたので、今月中旬ごろ、保険料決定通知書を送付します。送付された通知により、今後の保険料の額をご確認ください。

【保険料が天引きされない方】

今月中旬ごろ送付する納付書により、4月から翌年3月までの1年間分を、7月から翌年3月までの9回で納付していただきます。納期限までに納付くださるようお願いします。

また、平成19年12月以降に75歳になられた方や、4月以降に転入された方などは、7月

から9月までの3回を納付書で納めていただき、10月以降は年金からの天引きが原則となります。

【口座振替のおすすめ】

保険料の納付は、納め忘れのない口座振替が便利です。申込方法は、口座のある金融機関の窓口に必要書類を持参のうえ、手続きをしてください。申込用紙は町内各金融機関に用意してあります。なお、原則として申し込みされた月の翌月から口座振替で納付されます。

【必要書類】

普通預金通帳・通帳印・
保険証又は納付書



【取扱金融機関】

みずほ銀行・三井住友銀行・中央三井信託銀行・横浜銀行・スルガ銀行・さがみ信用金庫・三島信用金庫・JAかながわ西湘・ゆうちょ銀行（郵便局）

～ご存知ですか？国民年金保険料免除・納付猶予制度～

住民課 内線326

国民年金保険料のお支払いが困難な方には、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

この制度は、7月から翌年6月までを周期として前年度所得によって審査され、一定の基準に該当している方は、申請書を提出し承認された場合、保険料（全額・一部）が免除されます。

また、原則として毎年度申請が必要ですが、全額免除・納付猶予については、申請時に「継

続申請」を希望し、承認された場合、翌年度からは、本人の申請手続きが不要になります。

【持ち物】

- ①年金手帳または基礎年金番号通知書（納付書など年金番号がわかるもの）
- ②印鑑（本人が署名する場合は不要）
- ③失業などを理由とする申請の場合は、「雇用保険受給資格者証の写し」、「雇用保険被保険者離職票の写し」などが必要になります。